

「二月中にも第三者機関

厚生省中心に設置

助る
互帰
病表
侯代
水会

水俣病補償問題の早期解決を期

すため政府に陳情していた水俣病患者家庭互助会の山本会長ら交渉委員一行十五人は二十四日午後一時四十分下り特急「はやぶさ」で水俣に帰ってきた。交渉委員らは「厚生省が同省を中心とした第三者機関の設置を急ぎ、三月初めに現地の事情聴取を行ない早い時期にあつせんに乗り出すことになつた」と明るい見通しを次のように語つた。

互助会が政府に対し上京陳情し

たのは今度が三度目で、目的は難航している補償基準の提示を強力に要望することだった。ところが政府としてはやはり補償基準を提示することは困難だとして第三者機関によるあつせん指導を確約、互助会としては「さきに寺本知事に対し知事を中心とした第三者機関の設置を要望した段階では政府の指導が最も適当だという見解だった」として政府に対し第三者機

関の設置を改めて強く要望した。

この点について斎藤厚相の答弁では、第三者機関の設置にあつてはあくまで厚生省を中心としたものにして一応厚生省の手で通産省や経企庁、総理府など政府の関係各機関と連絡をとつたうえ、もちろん地元の知事や大学関係者、有識者なども含めた専門委員会をつくりメンバーを構成する。メンバーが内定したら互助会とチツソ双方に構成メンバーについての意

見を聞いたうえで正式に委員会を発足させる。さつそく準備に取りかかり二月中には第三者機関を設置して三月はじめに委員会として現地の事情聴取を行ない、あつせん作業に乗り出す予定だという。

互助会としては「本来の陳情目的としていた補償基準の提示に対する答えはとれなかったが、政府が中心になつて第三者機関を設置してあつせん指導に乗り出すという確約をとつてきたことは陳情の成果があつた」として明るい希望を持つている。

なお互助会では二十六日午後一時から水俣市湯堂の松水会員宅で臨時総会を開き、陳情結果報告を行ない今後の対策を協議する。